

国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

＜改正のポイント＞

1.趣旨・背景

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場が急速に拡大しており、少額輸入貨物に対する免税や国外事業者による消費税の無申告により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じていた。そこで少額の輸入に係る課税貨物の免税制度が見直されるとともに、物品販売に係るプラットフォーム課税の制度が導入される。

2.内容

(1)輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直し

通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産(一の資産の対価の額が1万円(税抜き)以下であるものに限る。)の譲渡について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とし、資産の譲渡等を行った者に対して納税義務を課すこととする。

(2)物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

デジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を收受するものについては、そのプラットフォーム事業者が行った資産の譲渡とみなし、そのプラットフォーム事業者に対して納税義務を課すこととする。

3.適用時期

2028(令和10)年4月1日以後の資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。

<改正のポイント>

4. 影響

上記2(1)により納税義務者となる事業者は、本改正により不課税取引が課税取引となることから、税負担が生じる。

上記2(2)により第2種プラットフォーム事業者として納税義務が転換される事業者は、本改正によって実質的に税負担が生じる訳ではないが、事務管理コストが生じるとともに、消費者等から預かった税込みの対価を国外事業者等(資産の譲渡を行った者)に対し、消費税等を控除した税抜の対価を支払うことになる。

1. 改正の趣旨・背景

コロナ禍を背景に近年、EC需要が大きく伸び、その後も堅調に市場規模が拡大している。更に、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えたEC取引に係る世界の市場規模は、2034年には約6.7兆ドル(2024年:1.0兆ドル)にも達すると指摘されている。

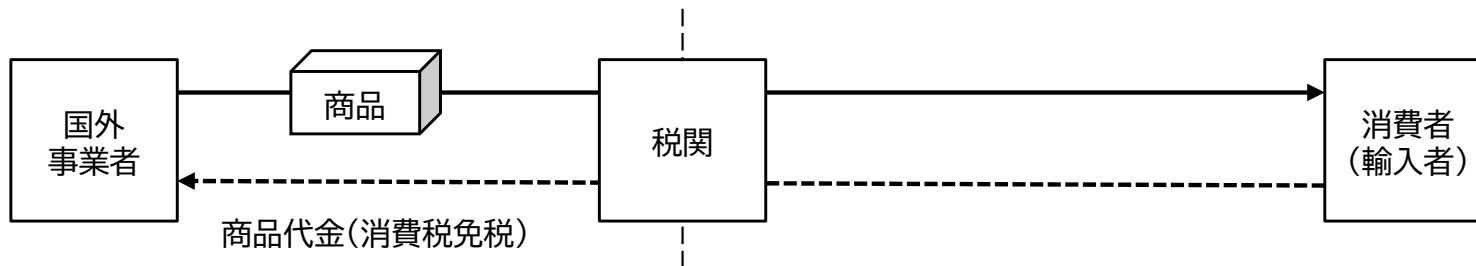
国内においてもBtoC-EC市場の拡大が続いている、国境を越えたEC取引を利用した国外事業者からの個人輸入による購入も急増しており、通常の輸入件数が横ばいの中、消費税等が免除される少額貨物の輸入件数は1億件を超え、全輸入件数に占める割合は90%を超えており、状況にある。

このような状況の中、少額輸入貨物に対する免税や国外事業者による消費税の無申告により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じていたため、2025(令和7)年税制改正大綱において、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公正性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方を検討する方針が示されていた。

1. 改正の趣旨・背景

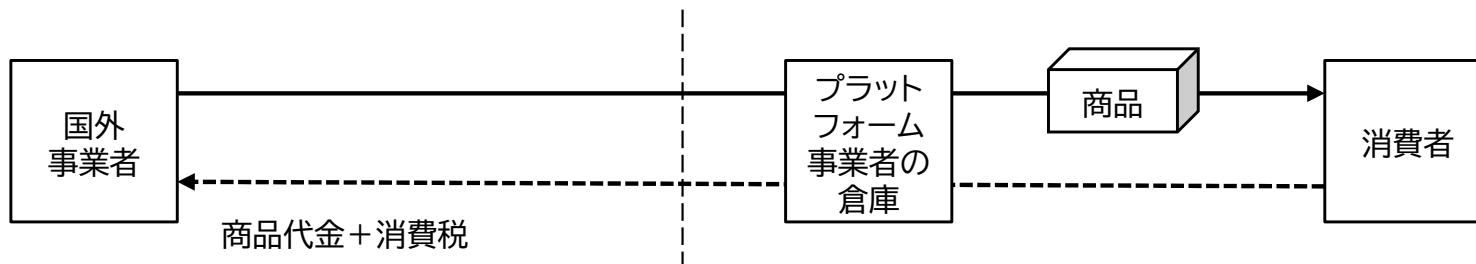
そして2026(令和8)年税制改正において、国境を越えて行われる通信販売のうち、輸入時の消費税等が原則免税となる1万円以下の商品については、販売者に消費税の納税義務を課すとともに、プラットフォームを介する物品販売については取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を課す「プラットフォーム課税」が導入されることになった。

【課題1:少額免除制度による競争上の不均衡について】



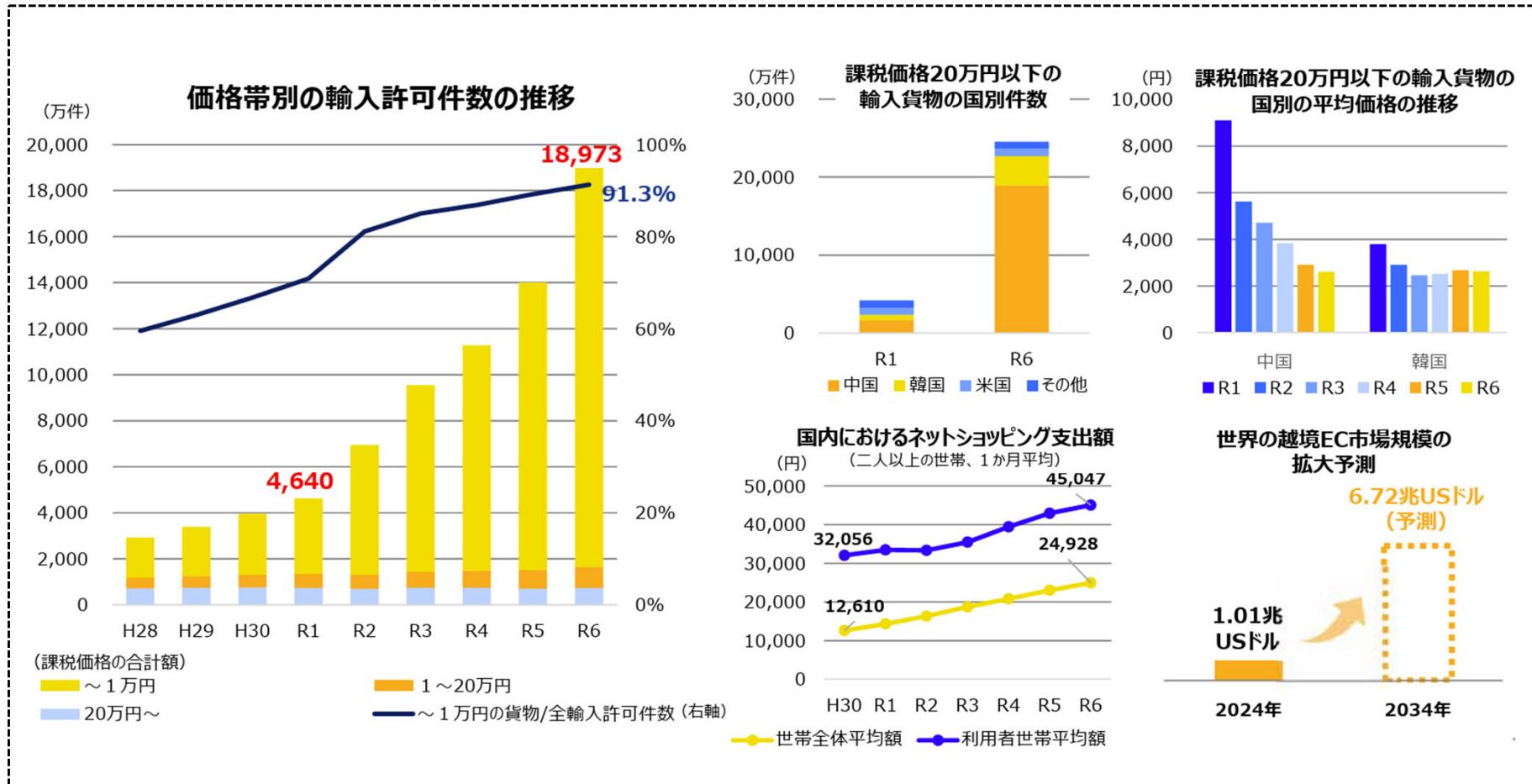
⇒商品の注文を受けた後に国外から直送するため、国外に所在する資産の譲渡に該当し、消費税は不課税となる。また、少額免除制度により消費者(輸入者)においても輸入消費税が免除される。その結果、消費税を納める国内事業者との競争上の不均衡が生じている。

【課題2:国外事業者に無申告のおそれ】



⇒国内のプラットフォーム事業者の倉庫への配送後に商品の注文を受けて販売するため、国内に所在する資産の譲渡に該当し、消費税は課税となるが、国外事業者による無申告が生じているおそれがある。

1. 改正の趣旨・背景



(出典)急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ 中間とりまとめ(概要)
令和7年11月26日 関税・外国為替等審議会 関税分科会 急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ

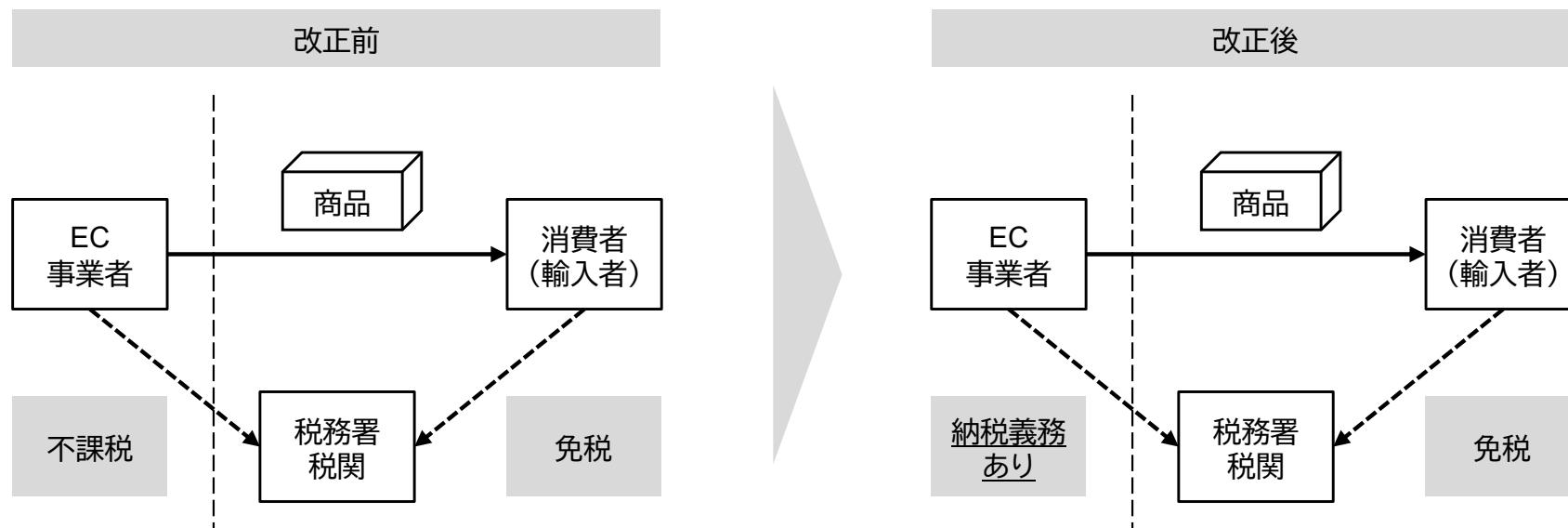
2. 内容

(1) 輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直し

①通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産(一の資産の対価の額が1万円(税抜き)以下であるものに限る。)の譲渡(「特定少額資産の譲渡」※という。)について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とし、資産の譲渡等を行った者に対して納税義務を課すこととする。

※簡易課税制度における仕入税額控除額の計算の基礎となる課税資産の譲渡等の範囲から特定少額資産の譲渡に該当するものは除外される。

【特定少額資産の譲渡に係る改正前後の比較】



- 輸入消費税の納税義務者は消費者であるが、円滑な通関確保の観点から1万円以下の輸入貨物については免税となっている。
- 1万円超の輸入貨物は、関税とともに輸入時に輸入消費税が課税される。

- EC事業者に消費税の納税義務を課し、税務署への納税申告を必要とする。
- 大量に輸入される少額貨物を税關において課税することは現実的でないため、改正前と同様に輸入消費税は免税とする。

2. 内容

②特定少額資産販売事業者として登録を受けた事業者※が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税を課さないこととする。

※ 以下の通り、特定少額資産販売事業者の登録制度が創設される。

イ 特定少額資産販売事業者の登録

「特定少額資産販売事業者」とは、特定少額資産の譲渡を行う事業者(免税事業者を除く。)であって、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、税務署長の登録を受けた事業者をいう。

ロ 特定少額資産販売事業者の登録の取消し

特定少額資産販売事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その登録を取り消すことができる。

ハ 事業者免税点制度との適用関係

上記イの登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記ロの登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、事業者免税点制度は、適用されない。

ニ 申請時期

上記イの登録については、2027(令和9)年10月1日からその申請を受け付けることとする。

③事業者(免税事業者を除く。)が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。

2. 内容

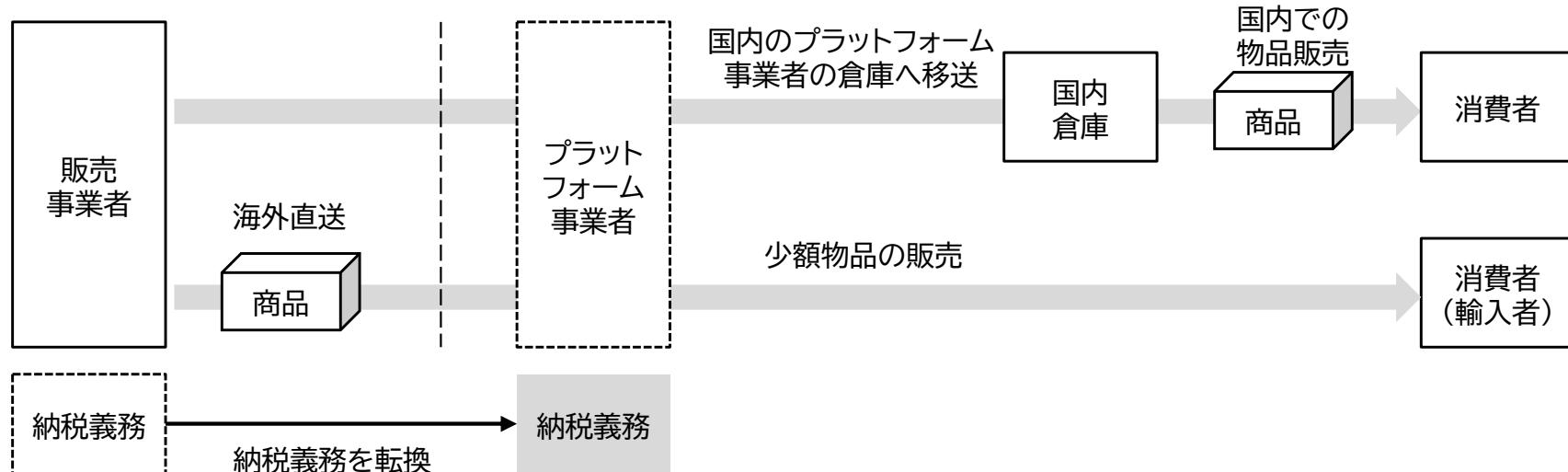
(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

①デジタルプラットフォームを介して行う一定の資産の譲渡※1のうち、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者※2を介してその対価を収受するものについては、そのプラットフォーム事業者が行った資産の譲渡とみなし、そのプラットフォーム事業者に対して納税義務を課すこととする。

※1 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。)及び事業者が行う特定少額資産の譲渡をいう。

※2 プラットフォーム事業者のその課税期間において※1に掲げる資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

【物品販売に係るプラットフォーム課税のイメージ】



- ・ プラットフォームを介して行われる「国外事業者による国内での物品販売」及び「事業者による少額物品の販売」を、プラットフォーム課税の取引対象とし、これらの合計額が50億円超のプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。
- ・ 「事業者による少額物品の販売」については、上記(1)輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直しにより、課税取引となって販売事業者に納税義務が課されることになるが、その取引がプラットフォーム課税の対象となる場合には、最終的にプラットフォーム事業者に納税義務が転換される。

(消費税:国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し)

2. 内容

②第2種プラットフォーム事業者は、国外事業者が国内において行った課税仕入れ及びその国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りのうち、プラットフォーム課税の適用を受ける資産の譲渡にのみ要するものを、あらかじめその国外事業者の承諾を得て、その第2種プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、仕入税額控除を適用することができる。

3. 適用時期

上記2(1)及び(2)の改正は、2028(令和10)年4月1日以後の資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用される。ただし、以下の経過措置が設けられる。

(1) 事業者免税点制度に係る特例

基準期間の初日が令和2028(令和10)年4月1日前であるときは、その基準期間の初日から上記2(1)の改正が行われていたものとし、かつ、下記(2)によりプラットフォーム課税の適用があるものとして事業者免税点制度の規定を適用する。

ただし、その基準期間の初日からその改正が行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、2027(令和9)年10月1日から同年12月31日までの間においてその改正が行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額により判定することが認められる。

(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税に係る特例

2027(令和9)年1月1日からプラットフォーム課税に係る改正が行われていたものとして、同日から同年3月31日までの期間におけるプラットフォーム課税の対象となるべき資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて計算した金額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定する。

4. 影響

(1) 輸入に係る課税貨物の少額免税制度の見直し

特定少額資産の譲渡を行う事業者のうち納税義務者となる事業者は、本改正により不課税取引となることから、税負担が生じる。

一方で、通信販売であっても、一の資産の対価が1万円(税抜)超の資産の譲渡を行う事業者にとっては、資産の譲渡等として課税の対象とはならず、引き続き不課税取引として取り扱われるため、影響はない(引き続き保税地域からの引取りについて輸入消費税が課税される。)。

【国外から直送されるEC取引の取扱い】

| 販売方法 | 一の資産の対価 | 取扱い | 改正前 | 改正後 | | |
|------|---------------|-------|------------|----------------|--------------|----------------|
| | | | | 通信販売による販売者 | | 免税事業者 |
| | | | | 課税事業者 | 登録あり※1 | |
| | | | | 登録なし※1 | | |
| 通信販売 | 1万円 (税抜)以下 | 課税の対象 | 不課税 | 課税 (納税義務あり) | | 課税 (納税義務なし) |
| | | 輸入消費税 | 免税 (原則) | 免税 | 免税※2 (原則) | 免税 (原則) |
| | 1万円 (税抜)超 | 課税の対象 | 不課税 | 不課税 | | |
| | | 輸入消費税 | 課税 | 課税 | | |

※1 特定少額資産販売事業者の登録をいう。

※2 事業者(免税事業者を除く。)が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除する。

4. 影響

(2) 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

本改正は2024(令和6)年税制改正により導入された消費者向け電気通信利用役務の提供に係るプラットフォーム課税(第1種プラットフォーム事業者)に準ずる制度として、物品販売に係る一定のプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として納税義務を課すものである。

第2種プラットフォーム事業者として納税義務が転換される事業者は、本改正によって実質的に税負担が生じる訳ではないが、事務管理コストが生じるとともに、消費者等から預かった税込みの対価を国外事業者等(資産の譲渡を行った者)に対し、消費税等を控除した税抜の対価を支払うことになる。

【改正前後の消費税の申告義務と取引の比較】

